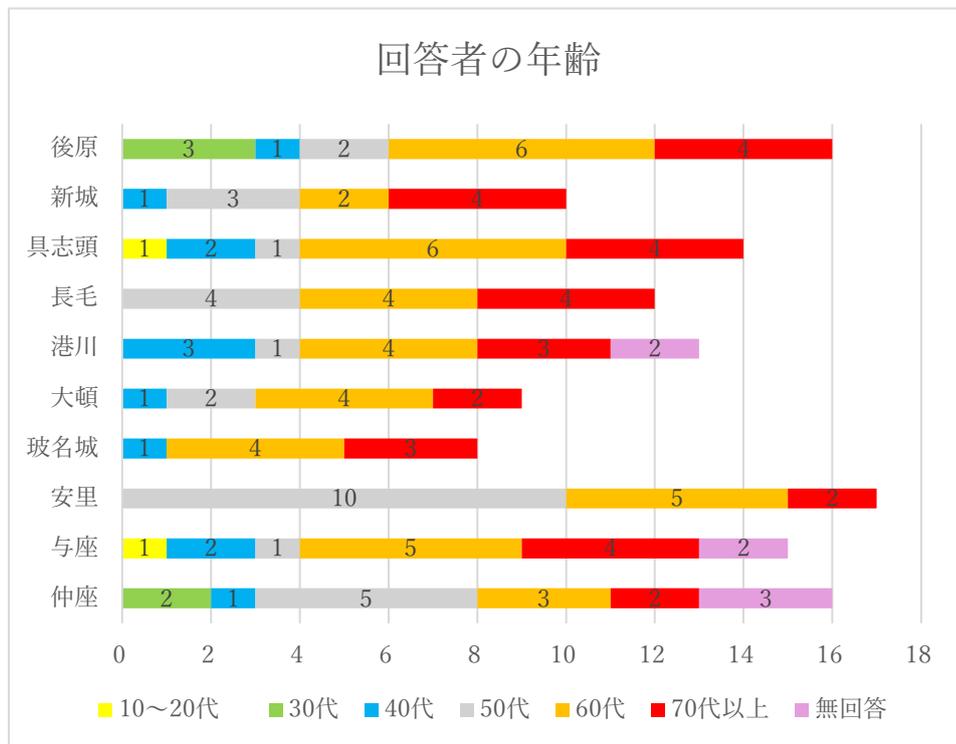


各字勉強会参加者アンケート結果

Q1 あなたの年齢を教えてください。

60代（43人）が最も多く、70代以上（32人）、50代（29人）となっている。

	10～20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答	計
後原	0	3	1	2	6	4	0	16
新城	0	0	1	3	2	4	0	10
具志頭	1	0	2	1	6	4	0	14
長毛	0	0	0	4	4	4	0	12
港川	0	0	3	1	4	3	2	13
大頓	0	0	1	2	4	2	0	9
玻名城	0	0	1	0	4	3	0	8
安里	0	0	0	10	5	2	0	17
与座	1	0	2	1	5	4	2	15
仲座	0	2	1	5	3	2	3	16
計	2	5	12	29	43	32	7	130

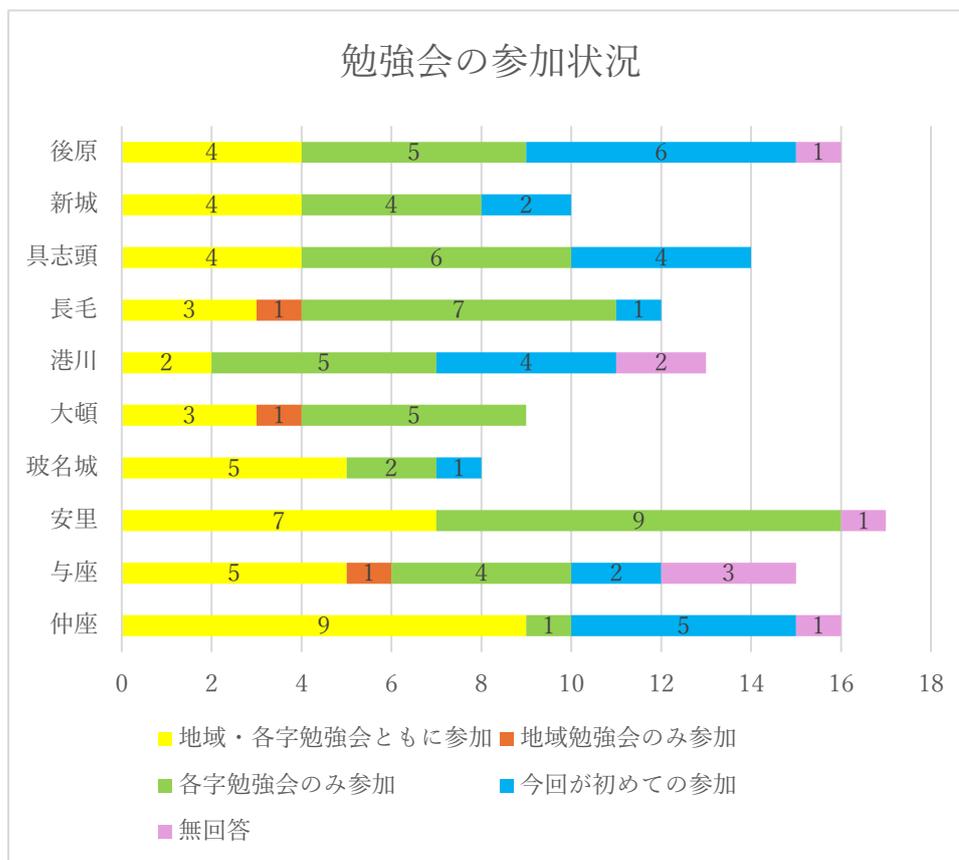


Q2 勉強会への参加状況についてお答えください。

各字勉強会のみ参加（48人）と地域・各字勉強会ともに参加（46人）を合わせると94人で、勉強会に複数回参加している方が約72%（94人/130人=72.3%）となっている。

今回初めての参加は25人で約19%（25人/130人=19.2%）である。

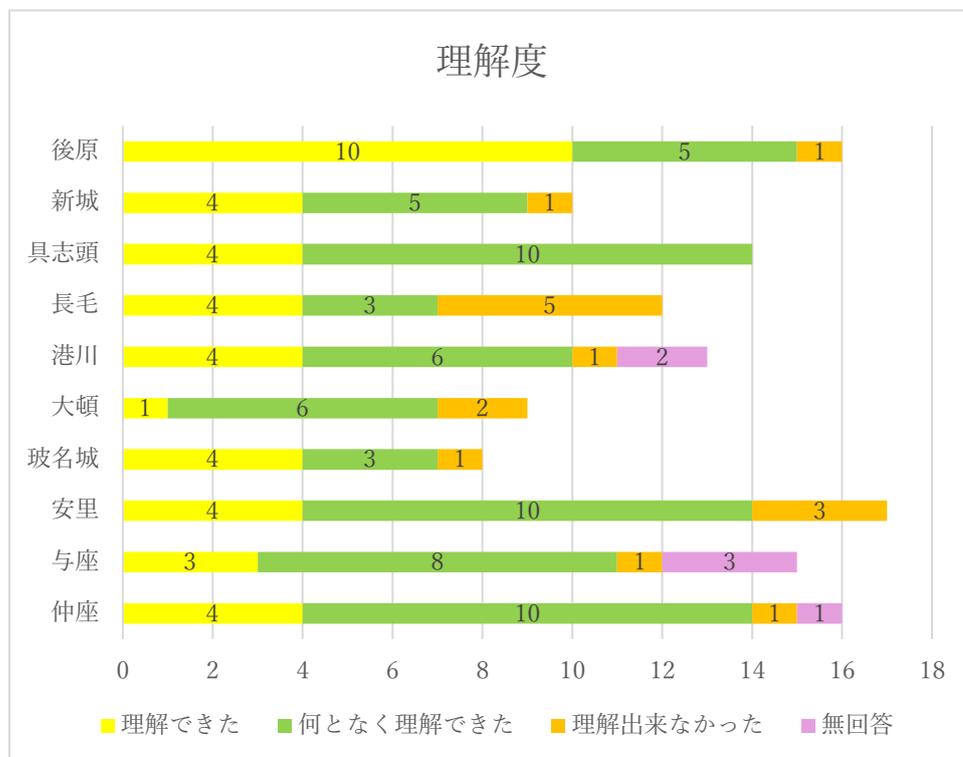
	地域・各字勉強会ともに参加	地域勉強会のみ参加	各字勉強会のみ参加	今回が初めての参加	無回答	計
後原	4	0	5	6	1	16
新城	4	0	4	2	0	10
具志頭	4	0	6	4	0	14
長毛	3	1	7	1	0	12
港川	2	0	5	4	2	13
大頓	3	1	5	0	0	9
玻名城	5	0	2	1	0	8
安里	7	0	9	0	1	17
与座	5	1	4	2	3	15
仲座	9	0	1	5	1	16
計	46	3	48	25	8	130



Q3 これまでの説明で、3つのパターンの概要は理解できましたか？

3つのパターン（現状維持（都市計画区域外）、都市計画区域（那覇広域都市計画区域）、準都市計画区域）について、理解できた（42人）と何となく理解できた（66人）を合わせると108人となり、勉強会参加者の83%（108人/130人=83.0%）は、概ね理解しているとの回答である。

	理解できた	何となく理解できた	理解出来なかった	無回答	計
後原	10	5	1	0	16
新城	4	5	1	0	10
具志頭	4	10	0	0	14
長毛	4	3	5	0	12
港川	4	6	1	2	13
大頓	1	6	2	0	9
玻名城	4	3	1	0	8
安里	4	10	3	0	17
与座	3	8	1	3	15
仲座	4	10	1	1	16
計	42	66	16	6	130



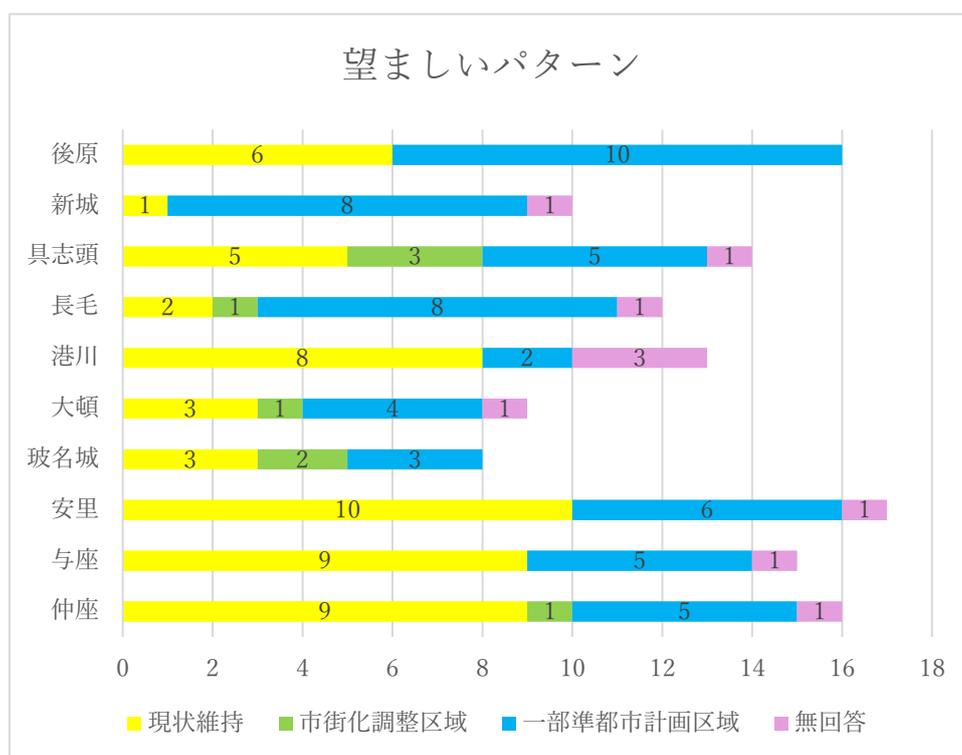
Q5 今後10年の土地利用のあり方としてあなたの住んでいる地域(字)では、最も望ましいのは、どのパターンですか？

全体でみると、現状維持が56人、具志頭地域の一部(字)を準都市計画区域に指定が56人で同数となっている。

準都市計画区域を望む方が多い地区は、後原(10人)、新城(8人)、長毛(8人)、大頓(4人)となっている。

現状維持と具志頭地域の一部(字)を準都市計画区域が同数の地区は、具志頭(5人、5人)、玻名城(3人、3人)となっている。

	①現状維持	②市街化調整区域	③一部準都市計画区域	無回答	計
後原	6	0	10	0	16
新城	1	0	8	1	10
具志頭	5	3	5	1	14
長毛	2	1	8	1	12
港川	8	0	2	3	13
大頓	3	1	4	1	9
玻名城	3	2	3	0	8
安里	10	0	6	1	17
与座	9	0	5	1	15
仲座	9	1	5	1	16
計	56	8	56	10	130



Q4 特に理解が難しい点があればご記入ください。(自由記入)

1 後原

①国土利用計画→答申→準都市計画の打診と現状維持の判断はどこがやるのか、工程がいまいちでした。令和9年で最短なのか？

→第二次国土利用計画には、具志頭地域の土地利用の方針に「準都市計画区域の指定を検討する」ことを記載し、令和8年度の策定を予定しています。

準都市計画区域に指定するか否かの判断は沖縄県が行います。

準都市計画区域を指定することになれば、スケジュール的には第二次国土利用計の策定後になると考えており、最短でも令和9年度と想定しています。

②知識豊富な職員と素人の私たちでは話がかみ合わない。地域中心で研究会を立ち上げるべきだ。その後方針を見出すべき。

→準都市計画区域と特定用途制限地域については、今後も勉強会を継続していく予定です。勉強会を重ねて、住民の方の理解が得られた段階で、実際に準都市計画区域の指定に向けて手続きを進めていくのかどうかを判断したい考えです。

③制限についてどのくらい効力があるのか？(県の意向によっては来てほしくないものも来る？)

→建物用途の規制は、八重瀬町が定める特定用途制限地域に基づいて行うこととなります。

特定用途制限地域は町の条例となるため、制限内容に従って規制が行われます。

特定用途制限地域は八重瀬町が案を作成して沖縄県と協議を行います。市町村決定の都市計画であり、八重瀬町の意向が優先されます。

④区域に入ると農地が宅地になる？

→地目のことと思われそうですが、準都市計画区域になることで地目が変わることはありません。農地転用については、農地法に基づいて手続きを行うことが必要です。

⑤具志頭地域全体を同時に準都市計画に指定すべき。

→準都市計画区域の指定要件を満たすか否かがポイントになります。最終的には県の判断になります。

⑥現状維持と準都市計画のデメリット及びメリットの中で心が揺れて決断できないのが本音です。

→今後も勉強会を継続していくので、そのなかで慎重に検討していただきたいと思います。

⑦特定用途制限地域の詳細が知りたい。

→後原においては、今後も継続して勉強会を行う予定です。そのなかで特定用途制限地域の

具体的な説明を行う予定です。

⑧住宅地域と工場などの用途が可能となる地域間の緩衝地帯を考えているのか。

→緩衝地帯を設けることは、現時点では考えていません。

2 新城

①意志の決定、意見集約はどのようにやるのか（アンケート・投票方式）

→新城は、今後も継続して勉強会を行う予定です。準都市計画区域に指定するか否かの、最終的な意思決定（アンケート等）の方法については、勉強会の状況をみながら検討します。

②4mの接道義務を満たさず建物を建てた所は今後再建築するのか。その時の予算は自己責任で行うのか。

→準都市計画区域に指定された場合、接道義務を満たさないものについては、建て替えの際に、4mになるようにセットバックしていただきます。準都市計画区域に入ったからといって、すぐに4mにしなければなりません。

セットバックに関する費用は自己負担となります。

③町方針で具志頭地域の一部（新城集落？）が準都市計画区域に指定されているが、なぜここなのかが不明である。何か大きな計画が控えているのか不安である。産業廃棄物最終処分場？屋外野球場を廃止して何に転用するのか。

→「準都市計画区域の指定を検討する」という意味であり、指定することが決定したわけではありません。指定するのかどうか、指定範囲をどうするのかは、今後勉強会を重ねながら検討していきたいと考えています。

3 具志頭

①専門語句の理解に期間を要する。イメージが難しい。すみません。会を重ねて理解できたらと思います。

→勉強会の要望のあった後原、新城、具志頭については今後も勉強会を継続していく予定です。勉強会に参加お願いします。

②住宅を作るときは5mが必要で2項だと4mあればよいのか？

→準都市計画区域では建築基準法上、住宅の敷地は幅員4m以上の道路に接する必要があります。2項道路の場合は、住宅を建てる際に4m以上になるようにセットバック（道路中心線から2mずつ後退して全体で4mを確保）して下さい、ということです。

③那覇広域に入ったとき、よそから入ってくるのは出来ないのか？

→那覇広域都市計画区域に入った場合、具志頭地域は市街化調整区域になるため住宅、店舗、

事務所等の建築は厳しくなります。そのため、町外から人が入ってくることは難しくなります。

④準都市に入らなければ現状通りなのか？

→現状通りとなります。

⑤今後も丁寧な説明をお願いしたい。

→勉強会の要望のあった地区については、引き続き勉強会を開催する予定です。

⑥区域の線引き・・・国、県も関わるのか。その場合地域の意見が通りにくいのでは。

→準都市計画区域の指定は、沖縄県が国と協議して行います。八重瀬町の意見が通るように資料作成を行い、県や国から説明を求められたらそれに対応していきます。

また、準都市計画区域とあわせて指定する特定用途制限地域は、地域住民の意見を踏まえて八重瀬町が決定します。

4 長毛

①どのパターンでも通常通り出来るものであり、出来ないものは出来ないときっぱりと、規制が出来ればそのような形でしてもらいたい。

→現状の都市計画区域外では、どのような施設がきても規制できません。そのため、準都市計画区域と特定用途制限地域の指定を検討しています。

②10年後の未来の予測が難しい。メリットになるかデメリットになるかわからない。

→勉強会の要望があれば、引き続き勉強会を開催予定です。勉強会に参加して、検討して頂ければと思います。

③準都市計画区域一部地域とは、後原・新城のみ？ 具志頭等は？Q5：長毛も含めて

→現時点では、後原と新城は準都市計画区域の指定が必要と考えています。

地域からの要望があれば、長毛地区をどうするか検討したいと思います。

④長毛区の区民としては土地利用に関する勉強会よりも、まず町として現在ある畜舎を撤去してほしいと考えます。

→今回の勉強会で示している制度（準都市計画区域、特定用途制限地域）では、現在ある畜舎を撤去することはできません。

5 港川

①なぜ補償がないのですか。補償があればどうにかなる。道がへびみみたいな所。

→2 項道路に指定された場合のセットバックについての件と思われます。都市計画区域である東風平地域では2 項道路については自己負担でセットバックをお願いしています。準都市

計画区域が指定された場合は、東風平地域と同様、自己負担でお願いしたいと考えています。

②港川地域は道路実情が狭い為、準都市計画は非現実的。

→八重瀬町としても、港川地区については現状での準都市計画区域の指定は厳しいと考えています。

③なんとなく理解できたが、港川は現状が良い。具志頭畜産地域開発は気になる所。

→港川地区の道路の状況をみると、準都市計画区域の指定は厳しいと考えています。具志頭畜産については、現在、焼却施設や最終処分場がくるという話はありません。

④防災関連については、特に行政役場が先導していかなければ進まない。

→港川地区は4m未満道路が多く、緊急車両の進入が厳しいところがあります。課題として認識しております。

6 大頓

①大頓は土地改良区域が進んでいるので宅地が少なく人口増加がない。宅地を所有している地主が土地の売買を渋っているのが現状。Q5：田園都市区域に指定できないか。

→田園都市区域とは、富盛地区のようなイメージだと思われます。富盛地区は田園土地区画整理という事業を導入していますが、これは都市計画区域でしかできない事業となっています。

②何となく理解はできたが他の人に説明出来るかと言われたら出来ないと思う。ただスーパーがないため将来的には作ってほしい。買い物等が不便だから。(住みやすくなるなら)

→勉強会の要望のあった地区では、今後も勉強会を予定しています。勉強会の際は参加をお願いします。また、現状のまま都市計画区域外であれば、スーパーの立地は可能となっています。

③見える化して下さい。

→準都市計画区域の指定範囲は、八重瀬町の考え及び地域住民からの意見を勘案して検討します。

7 玻名城

自由意見なし。

8 安里

①準都市計画区域の指定が県なのか町行政なのか、どちらに決定権があるのか難しい。

→準都市計画区域の指定は沖縄県が行います。

②Q5は他の案は難しいですか？

・町の条例案とかで安易に建物を作らせないようにする事は可能か？

→町の条例では難しいため、準都市計画区域、特定用途制限地域の指定を検討しています。

・大体の人がセットバックが引っかかっているのでは。なので緊急車両のコンパクト化とかは？

→建築基準法の規定により、都市計画区域及び準都市計画区域では、道路幅員は4m以上あることが必要となります。4m未満道路についてセットバックするという話は、建築基準法の規定をクリアすることが主旨となっています。

③地域の理解がまだまだだと思う。もっと勉強会をした方がいい。

→地域から要望があった地区については、今後も勉強会を開催する予定です。

④今後安里区がどの様になっていくのか？もともとの住民がどの程度残っているのかと心配になります。部落内に工場など生活に影響を与える建物が出来ない限り現状でよいのではと思います。

→将来的に、企業（工場等）が部落内に来るかどうかは町としても分かりません。現状のまま都市計画区域外であれば、企業が部落内に土地を購入して自由に施設を建てるのが可能です。

町としては、開発動向が顕著にみられる後原、新城を中心に住民説明会を継続しながら、住民の意向を踏まえて慎重に検討していきます。地域が準都市計画区域を望まないのであれば、その考えを尊重します。

⑤都市計画法と農地法の関連

→準都市計画区域になったからといって、農地が宅地になるわけではありません。農用地の見直しは農振法（農業振興地域の整備に関する法律）、農地転用は農地法に基づいた手続きが必要になります。

⑥言葉が難しく理解が難しい。法律が難しい。

→地域からの要望があれば、勉強会を継続していく予定です。勉強会に参加して、理解を深めて頂ければと思います。

⑦現状であれば環境が変わるのか。

→現状の都市計画区域外のままであれば、建物用途の規制がないため集落内に地域が望まない施設がくる可能性があります。

⑧地主全体にアンケートを廻す事が必要

→まずは準都市計画区域について、地域住民の方が理解していただくことが重要と考えます。

9 与座

①今後の開発状況をみて次回の国土利用計画策定の際に再度検討してほしい。

→今回の第二次国土利用計画では「準都市計画区域の指定を検討する」という表現になる予定です。指定するか指定しないかを決定するものではありません。

次回見直しとなると10年後になってしまうため、その間に、問題が生じても対応が難しくなります。そのため、今回の第二次国土利用計画では「準都市計画区域の指定を検討する」ことを位置づけ、一部の地域については指定の検討を進めていきたい考えです。

②準都市計画区域の具志頭地域での具体的なシミュレーションをしてほしい。

→準都市計画区域の指定範囲は、八重瀬町の考えと住民の皆さんの意見を踏まえながら、今後検討していきます。

10 仲座

①仲座交差点から高良に向かう県道沿いに用途混在が見られるので今後の計画に取り入れてほしい。

→地域からの要望があれば、勉強会を継続していく予定です。準都市計画区域と特定用途制限地域について理解を深めていただき、地域からの要望があれば検討したいと思います。

②仲座地区に多い鉱山が白地であることに驚いた。鉱山が他の白地と同じ条件である場合、準都市計画も考えなければならないかと思った。仲座の具体的な白地範囲を示してもらえれば関心・理解が深まるのでは。

→農用地区域と農振白地を示した図面（土地利用規制図）については第2回各字勉強会で提供しています。